

沖縄労働局発表
 平成27年10月8日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 並里 智浩 電話：098－868－3421
----	---

平成27年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正答申について

－ 4産業の特定最低賃金について改正の答申－

沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）では、特定最低賃金の改正に係る審議を行ってきましたが、沖縄県で決定されている6産業中、諮問があった4産業について、10月1日までに順次、沖縄労働局長（待鳥 浩二）あて答申を行いました。沖縄労働局においては、この答申について異議申出等に関する諸手続を行った上で、それぞれの特定最低賃金を決定することとしています。

平成27年度沖縄県特定（産業別）最低賃金答申状況等

適用産業	答申額（引上げ額）	答申日	発効予定日（注）
糖類製造業	709円（＋ 9円）	9月28日	11月26日
新聞業	783円（＋ 8円）	9月29日	11月27日
自動車（新車）小売業	717円（＋ 12円）	9月30日	11月28日
各種商品小売業	702円（＋ 10円）	10月1日	11月29日

（注）発効予定日は、異議申出が無かった場合など最短のもの。

【参考1】

沖縄県特定（産業別）最低賃金の過去6年の改正状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
糖類製造業	676円	679円	686円	693円	700円	709円
新聞業	737円	744円	759円	768円	775円	783円
自動車（新車）小売業	666円	671円	681円	693円	705円	717円
各種商品小売業	664円	668円	676円	685円	692円	702円※1
畜産食料品製造業	668円	671円	677円	683円	683円※2	693円※3
清涼飲料、酒類製造業	671円	674円	680円	686円	686円※2	693円※3
（参考）沖縄県最低賃金	642円	645円	653円	664円	677円	693円

※1は、平成27年10月9日以降11月28日までの間については、沖縄県最低賃金693円が改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金692円を上回るため、沖縄県最低賃金693円が適用されます。

※2は、平成26年度改正諮問が行われていない。

※3は、平成26年度以降改正諮問が行われていないため、平成27年度沖縄県最低賃金693円が上回ってしまうため、沖縄県最低賃金693円の適用となります。

【参考2】

次の労働者は、特定（産業別）最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

【参考3】

次の手当等は、最低賃金に算入されません。

- 1 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金
- 3 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- 4 時間外、休日労働割増賃金等

【手持ち資料】

1 沖縄県で決定されている6産業中、4業種の諮問、答申となっている理由

最低賃金法第15条（特定最低賃金の決定等）第1項等において、改正の申出の要件として、「事業の公正競争を確保する観点から同業種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものであって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること」とあり、当該3分の1の合意要件が整わなかったため、沖縄地方最低賃金審議会あて諮問がなされていないもの。

2 諮問、審議等がなされない場合の2業種の特定最低賃金額の適用について

平成25年発効額が継続適用されているが、平成27年10月9日以降沖縄県最賃金693円が、平成25年発効額を上回ってしまうため、沖縄県最低賃金693円の適用になります。

3 発効までの流れ

適用産業	特定最賃 答申額	答申日	異議申出 締切日	官報公示日	発効日
糖類製造業	709円	H27. 9. 28	H27. 10. 13	H27. 10. 27	H27. 11. 26
新聞業	783円	H27. 9. 29	H27. 10. 14	H27. 10. 28	H27. 11. 27
自動車（新車）小売業	717円	H27. 9. 30	H27. 10. 15	H27. 10. 29	H27. 11. 28
各種商品小売業	702円	H27. 10. 1	H27. 10. 16	H27. 10. 30	H27. 11. 29